

2013年 春号

作業環境測定機関に登録！！

作業環境測定機関 長野労働局長 登録番号 20-25

平成 25 年 3 月 19 日に長野労働局より作業環境測定機関として弊社が登録されました。作業環境測定とは、作業環境中に有害な因子（**粉じん、騒音、有機溶剤**など）がどの程度存在し、そこで作業を行う労働者が有害な因子にどの程度さらされているのかを把握する測定で、下表の作業場で測定が義務付けられております。作業環境管理を進めるにあたり、有害な因子の除去・低減、また、保護具や保護衣等の個人的なばく露防止の手段を利用することによって、労働者の健康障害を未然に防止することが必要となります。

作業環境測定が必要な作業場及び測定内容

作業場の種類			測定の種類	測定回数
1	特定粉じん作業の行われている作業場		空気中の粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6ヶ月以内ごとに1回
2	暑熱、寒冷または多湿屋内作業場		気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回
3	著しい騒音を発する屋内作業場		等価騒音レベル	6ヶ月以内ごとに1回
4	坑内の作業場	イ	炭酸ガスが停滞する作業場	炭酸ガス濃度
		ロ	28℃を超えるまたは超える恐れのある作業場	気温
		ハ	通気設備のある作業場	通気量
5	中央管理方式の空調と設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの		一酸化炭素及び二酸化炭素含有率、室温及び外気温、相対湿度	2ヶ月以内ごとに1回
6	放射線作業を行う作業場		外部放射線量による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度	1ヶ月以内ごとに1回
7	特定化学物質（1類または2類）を製造し、または取り扱う屋内作業場等		第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6ヶ月以内ごとに1回
8	石綿などを取扱い、試験研究のため製造する屋内作業場		石綿の空気中における濃度	6ヶ月以内ごとに1回
9	一定の鉛業務を行う屋内作業場		空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回
10	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場		第1種…空気中の酸素濃度 第2種…空気中の酸素、硫化水素濃度	作業開始前等ごと
11	有機溶剤（1種または2種）を製造し、または取り扱う屋内作業場		当該有機溶剤の濃度	6ヶ月以内ごとに1回

上記の表中で、1, 6(放射性物質取扱作業室)、7, 8, 9, 11の作業場は、作業環境測定士による測定または作業環境測定機関による測定が義務付けられている指定作業場です。現在、弊社では6(放射性物質取扱作業室)を除く作業場で測定を行うことが可能です。

詳しくは、弊社までお問い合わせください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部が改正されます。(平成 25 年 6 月 1 日施行予定)

今回の改正では、特定施設から排出される一定濃度以上の 1, 4-ジオキサンを含む産業廃棄物（燃え殻及びばいじん、廃油、汚泥など）を特別管理産業廃棄物に指定するとともに、1, 4-ジオキサンを含む産業廃棄物については、遮断型最終処分場への埋立処分を行うものとするなど、埋立処分基準等の整備が定められています。

※改正の背景

有害物質の一つである「**1, 4-ジオキサン**」について、一定濃度以上で公共用水域に放出された場合に人の健康に悪影響を与えることがかねてより報告されており、平成 21 年 11 月に全公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準（水質環境基準）に 1, 4-ジオキサンが追加されました。このため、最終処分場の放流水等からの 1, 4-ジオキサンの排出を抑制するために廃棄物処理法の法体系においても 1, 4-ジオキサンに係る濃度基準を設けるとともに、これを遵守させる観点から、最終処分場に埋立処分する 1, 4-ジオキサンを含む廃棄物に係る処理基準を強化することが必要となりました。

参考：1, 4-ジオキサンの基準値

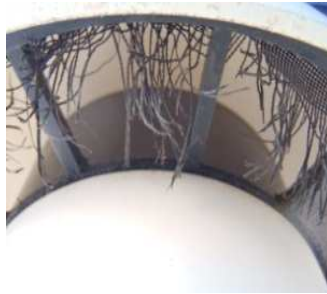
区分	基準値 (mg/l)
排水基準及び下水排除基準	0.5
健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準	0.05
<u>汚泥・ばいじん溶出濃度</u>	<u>0.5</u>
<u>廃酸・廃アルカリ含有濃度</u>	<u>5</u>

～簡易専用水道検査不適事項のご紹介～

簡易専用水道検査とは、水道事業者から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10m³を超える水道施設が対象となります。簡易専用水道設置者は水道法34条の2第2項により、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において、定期検査を受けなければなりません。この事は、既にご存知の方が多いとは思いますが、簡易専用水道検査を受けた際に不適事項を指摘される場合があります。今回、その簡易専用水道検査において多い不適事項の実例をご紹介します。

① 通気管の状態

簡易専用水道検査における不適事項で多く見受けられるのが水槽上部に設置されている通気管です。一見何も不適事項が無さそうに見えますが、内側の防虫網の不適事項が大多数を占めます。通気笠を外してみますと、防虫網が破損していたり、防虫網が付いていない、防虫網の網目が不十分などの場合があります。防虫網が破損していますと水槽内にホコリや虫、ねずみ等の侵入の恐れがあり、不衛生な状態となる可能性があります。



② オーバーフロー管の状態

オーバーフロー管又は水抜管の管端部と排水管の流入口との空間不足も、よく見受けられる不適事項です。管端部と排水管との空間(排水口空間)が不十分であると、排水管からねずみ等の小動物が進入する恐れや汚水が水槽内に逆流し、水槽内の水を汚染してしまう危険があります。排水口空間は管径の2倍以上(約15cm以上)が望ましいとされています。また、オーバーフロー管端部の防虫網についても破損が無いように努めなければなりません。



③ 水槽内部の状態

下の写真は水槽内部の状態です。最近はステンレス製の錆びにくい水槽も増えていますが、必ずしも錆びないとはいえません。また、水槽内部のナット・ボルトも錆びますので、随時対策を講じる必要があります。また、古いFRP製の水槽(特に高置水槽)の場合、外壁の劣化等により光の透過がみられ場合があります。このような状態ですと、水温の上昇する夏場などに藻類の増殖等の恐れがあります。



以上、不適事項の多い実例を紹介しましたが、これはほんの一部に過ぎません。今回ご紹介しなかった他の不適事項も含め、安全な水質を保つためには、それらを改善する必要があります。その為にも必ず1年に1回簡易専用水道検査を受けることで、現状を把握し、不適事項がある場合はその改善に努めなければなりません。また、受水槽の有効容量が10m³を超えない水道施設でも、同様の維持管理をお勧めしております。何か気になる点などがございましたら、いつでも弊社までお問い合わせください。

～ 私達の生活に絶対不可欠なもの、それは安心で安全な水 ～